平成３０年　６月２１日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：安全衛生に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

（１）安全衛生管理の責任体制に関する事項
（２）安全衛生教育に関する事項
（３）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う対応事項
（４）その他

２．監査対象部局

理学研究科・理学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、金属材料研究所、加齢医学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所、材料科学高等研究所、人事企画部（環境安全推進課）

計１０部局

３．監査事項

別紙「監査事項一覧（安全衛生に関する監査）」のとおり

４．監査実施期間

平成２９年１０月２５日～平成２９年１１月２９日

５．主な監査手続

（１）安全衛生管理の責任体制に関する書類の閲覧及び質問
（２）安全衛生教育に関する書類の閲覧及び質問
（３）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う対応事項に関する書類の閲覧、質問及び実地調査
（４）その他

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

本学は、平成１６年４月の国立大学法人化に伴い、「労働安全衛生法」適用事業場となり、より一層厳格な安全衛生管理が必要とされ、国立大学法人として大学全体が組織的に安全衛生管理に取り組む仕組み作りとその遂行が求められるようになった。

本学における安全衛生管理については、労働安全衛生法等の各種法令並びに「国立大学法人東北大学安全衛生管理規程」（以下「安全衛生管理規程」という。）等の学内規程、「安全衛生管理指針」及び各種通知等に基づき遂行してきたところである。

平成２３年度に「安全管理に関する監査」を実施しているが、平成２６年度に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、本学の取扱いの一部が変更となったことから、改めて監査を実施した。

（１）安全衛生管理の責任体制

本学は、安全衛生に係る責任体制の明確化、自主的活動の促進等及び労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理規程を定め、安全衛生管理指針において、本学の構成員が取るべき行動規範や任務を示している。

安全衛生管理は､各種法令並びに学内規程等を遵守し運営されなければならないが、労働安全衛生法等の各種法令に規定された事項について違反があった場合には、罰則が科せられる。また、安全衛生管理の責任体制の不備による事故が発生した場合の本学のリスクは、多大なものとなる。

このため、各部局において、安全衛生管理の責任体制について、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

なお、本件に関する「本部事務機構への意見等」を、Ⅲ改善要求等２．本部事務機構に対する意見において記載することとする。

（２）安全衛生教育

労働安全衛生法では、事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならないことが定められている。

本学においても、安全衛生管理規程において安全衛生教育を定め、安全衛生管理指針において手続きが示されている。

このため、各部局において、安全衛生教育について、関係資料の確認及びヒアリングを実施したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

（３）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う対応

平成２６年度に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）において、個別規制対象外の化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生したことから、化学物質のリスクを事前に察知して対応するため、事業者に危険性・有害性等の調査（化学物質等のリスクアセスメント）が義務付けられた。

また、精神障害の労災認定件数が増加したことから、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処するため、事業者に医師等による検査（ストレスチェックの実施）が義務付けられた。

１）化学物質等のリスクアセスメント

本学では、化学物質等のリスクアセスメント義務化に対応するため、「化学物質等のリスクアセスメント等に関する運用方針」を定めるとともに、「化学物質等のリスクアセスメント実施マニュアル」で実施内容を示している。

２）ストレスチェックの実施

本学では、ストレスチェックの実施義務化に対応するため、各事業場の安全衛生委員会においてストレスチェックの実施方法について審議を行い、対象者に対して法令で規定されている事項を周知し、実施することとしている。

このため、各部局において、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う上記１）及び２）の対応について、関係資料の確認、ヒアリング及び化学物質等のリスクアセスメント結果の周知・保存等の実施確認を行ったところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

２．指摘事項

①　改善事項　　５件

（内訳）

１．（１）関係	1）安全・衛生管理者の巡視について	２件
	2）安全衛生委員会の開催について	２件
１．（２）関係	3）安全衛生教育について	１件

NO.	改善事項（概要及び所見）
1)	安全・衛生管理者は、少なくとも毎週１回作業場等を巡視しなければならない。しかし、当該部局では、巡視を行っていない週があった。（２部局該当）
2)	安全衛生委員会は、毎月１回以上開催するようにしなければならない。しかし、当該部局では、安全衛生委員会を開催していない月があった。（２部局該当）
3)	職員を雇用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行い、安全衛生教育記録を作成しなければならない。しかし、当該部局では、安全衛生教育記録を作成していなかった。（１部局該当）

②　注意事項　　８件

（内訳）

１．（１）関係	1）安全・衛生管理者の巡視記録について	２件
	2）作業主任者選任の報告について	４件
	3）安全衛生委員会議事概要の周知について	１件
１．（３）関係	4）化学物質等のリスクアセスメント結果の周知について	１件

３．その他

部局等独自の取り組み事例として、以下の事例があった。

○　安全衛生に関する活動のＰＤＣＡサイクル確立について

安全衛生に関する活動方針及び活動計画を定めて安全衛生活動を実施し、実施後は、活動報告書を作成している。活動報告書を基に次年度の活動方針等を策定しており、安全衛生に関する活動のＰＤＣＡサイクルを確立している。（工学研究科・工学部）

○　部局におけるハザードマップの作成について

事故の回避のため、部局におけるハザードマップを作成していた。（金属材料研究所）

事故の回避のため、平成２９年度中に研究室ごとにハザードマップを作成することとしていた。（材料科学高等研究所）

Ⅲ　改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約　２.指摘事項①改善事項については、該当する部局等に対し、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

また、２.指摘事項②注意事項については、重要性の観点から「改善計画（状況）回答書」の提出は要求しないが、再発防止に向けた取り組みを要請する。

２．本部事務機構に対する意見（人事企画部環境安全推進課）

○　本部事務機構による安全衛生管理の強化について

本学における安全衛生管理は、事業場単位で行われ、総括安全衛生管理者等である事業場長が全ての権限を有する最高責任者となっている。今回の監査では、部局における安全衛生に関する法令等の適法性について、監査を実施した。

平成２３年度に「安全管理に関する監査」を実施した際にも、本部事務機構による安全衛生管理の強化を要請し、要請への対応として、定期に各部局から安全衛生委員会議事概要を徴取していたものの、本部事務機構による当該文書の内容確認が、適切に行われていなかった。

今回の監査において指摘事項とした、各部局における安全・衛生管理者の巡視並びに安全衛生委員会の開催状況は、各部局から徴取する安全衛生委員会議事概要の内容を適切に確認することにより、各部局の安全衛生管理状況の把握が可能であったと解されることから、今後は、より実効性のある確認を行い、各部局における安全衛生管理状況を把握し、部局に対する指導、助言等の実施を要請する。

同じく指摘事項とした作業主任者の選任について、法令で定める作業を行う場合は、各部局において作業主任者を選任し、選任後は総長に報告を行うこととされているが、適切に実施されていなかった。

このため、作業主任者の選任等のように監督官庁への届出義務が無い事項においても、法令並びに学内規程等の遵守のため、安全・衛生管理者の選任等に係る通知と同様に各部局に対し、定期に通知を行うなど、本部事務機構による安全衛生管理の強化を重ねて要請するものである。

また、今回の監査において確認された事項として、法令改正後の学内検討及び諸手続き等の関係により、産業医の巡視について、一定期間、法令と学内規程の実施基準が異なる状態となった。当該期間における産業医の巡視について、法令改正後の本学の対応を各部局に周知する必要があったと思慮されることから、併せて付記することとする。

よって、本部事務機構（人事企画部環境安全推進課）に対し、「改善計画（状況）回答書」により当該事項に対する具体的な取組についての回答を要請する。

別　紙

監査事項一覧（安全衛生に関する監査）

（１）安全衛生管理の責任体制

・総括安全衛生管理者等の選任について
・安全・衛生管理者の選任について
・安全・衛生管理者の巡視について
・産業医の巡視について
・作業主任者の選任及び報告について
・安全衛生委員会の開催及び議事概要の周知について
・安全衛生活動計画について
・本部事務機構による各部局の安全衛生管理責任体制の把握状況について

（２）安全衛生教育

・職員雇用時の安全衛生教育について
・学生への安全衛生教育について

（３）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成２６年法律第８２号）に伴う対応事項

・化学物質等のリスクアセスメントの実施体制について
・化学物質等のリスクアセスメント結果の周知について
・ストレスチェックの実施体制について

（４）その他

・職員一般定期健康診断の受診状況について
・キャンパス内全面禁煙の実施体制について
・その他